



若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

今回は、「**若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇**」について、令和5年度版「再犯防止推進白書」から一部抜粋して御紹介します。

「若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇」とは、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「**市原青年矯正センター**」において、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心として行うもので、令和5年度から実施しているものです。

市原青年矯正センターでは、刑務官、教育専門官、調査専門官、**福祉専門官**等の多職種の職員が連携して、特性に応じた矯正処遇や出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援等の取組を行っています。

資 5-80-3

市原青年矯正センター（概要）

若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

法務省矯正局

背 景

【法制審議会諮問第103号答申】

刑事施設において、**少年院の知見・施設**を活用して、**若年受刑者**（おおむね26歳未満の受刑者）の**特性に応じた処遇の充実**を図ること。

- 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- 特に手厚い処遇が必要な者**について、**少年院と同様の建物・設備を備えた施設**に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

少年院転用型処遇対象者

おおむね26歳未満で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、**知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者**等を対象者として選定

少年院転用型処遇の基本的枠組

- 少年院を転用した刑事施設に収容し、少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇を実施
- 少年院の知見を活用し、**個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援**を展開
- 刑務官、教育専門官、調査専門官、**福祉専門官**等、多職種の職員が高密度に連携

市原青年矯正センター（千葉県市原市）

○定員：72名

○特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ	体育	アサーション トレーニング	教科指導	体育
	特別改善 指導	障害特性別 指導	自己理解 指導	集会活動	ライフスキル 指導
	個別面談		個別面談	集会活動	個別面談

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

社会復帰支援（イメージ）

○在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整

○出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

特性に応じた矯正処遇（イメージ）

【改善指導】

- 自己理解指導
- 障害特性別指導
- ライフスキル指導
- 認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
- 対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等

【教科指導】

- ICT機器の活用
- 高卒認定試験受験指導

【作業・職業訓練】

- 機能向上作業
- 就労実務科
- ビルハウスクリーニング科 等



新任社会福祉士等職員研修の取組

東京矯正管区では、管内の刑事施設及び少年院に新たに採用された社会福祉士や精神保健福祉士を対象とした**新任職員研修**を実施しています。

新任職員研修を通じて、刑事施設や少年院における高齢又は障害を有する者に対する福祉的支援について、職員の理解を促進するための取組を行っています。

刑事施設や少年院には社会福祉士、精神保健福祉士、福祉専門官が配置され、高齢又は障害を有する者への福祉的支援をはじめとした社会復帰支援の取組を行っています。



【刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移】

資 3-34-1

刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

(令和元年度～令和5年度)						
区分	矯正施設の別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉士	刑 事 施 設	69	69	68	67	67
	少 年 院	18	18	22	21	25
精神保健福祉士	刑 事 施 設	8	8	8	8	8
	少 年 院	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑 事 施 設	56	58	58	57	58
	少 年 院	3	8	9	10	12

注 1 法務省資料による。

2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

出典:令和5年版 再犯防止推進白書

キーワード #社会復帰支援 #福祉的支援 #社会福祉士 #精神保健福祉士

再犯防止・更生支援セミナー

令和6年5月9日(木)、関東更生支援ネットワーク事務局主催による「**令和6年度第1回再犯防止・更生支援セミナー**」がオンラインにより開催されました。

今回のセミナーでは、一般社団法人UNIVA理事の野口晃菜氏から「発達障害の理解と対応」をテーマに講演があり、支援者として配慮するポイントなど発達障害のある対象者への支援の在り方について考える機会となりました。

【令和6年度第1回再犯防止・更生支援セミナー】

日 時:令和6年5月9日(木)14:00～16:00

開催方法:オンライン

テ ー マ:「発達障害の理解と対応」

講 師:一般社団法人 UNIVA 理事 野口 晃菜 氏

キーワード #再犯防止 #更生支援 #セミナー
#関東更生支援ネットワーク

関東更生支援ネットワーク事務局主催
令和6年度第1回再犯防止・更生支援セミナー

発達障害の理解と対応

令和6年
5/9 (木)
14:00~16:00 (入室13:30~)

先着100名 要予約 参加費無料

講師
「発達障害のある対象者への支援の在り方」
野口 晃菜氏 (UNIVA 理事)
発達障害とは、生まれつき脳の働きが通常とは異なり、学習やコミュニケーション、日常生活などに困難が生じる状態のことです。近年、発達障害の認知度が上がり、社会での理解と対応が求められています。本セミナーでは、野口氏から発達障害の種類や特徴、支援のポイントについて詳しく学びます。

講師 野口 晃菜氏
UNIVA 理事
発達障害の専門家として、企業や学校での研修講師を務める。また、発達障害のある方への支援活動にも積極的に参加している。

申込・問い合わせ: 関東更生支援ネットワーク事務局
TEL: 03-XXXX-XXXX FAX: 03-XXXX-XXXX
Eメール: info@kanto-koushou.net